

新庄ハイキングクラブ(以下「当クラブ」という)の円滑な運営を図るため、次により運営要領を制定する。

1. 会長の任務

次により、会業務全体を統括する。

- (1) 当クラブを代表する。
- (2) 総会、役員会の議事を進行する。
- (3) 他の役職の補佐をする。

2. 副会長の任務

次の業務を遂行するとともに、会長を補佐する。

- (1) 企画委員会担当副会長
5. の「企画委員会の運用」に基づき業務を遂行する。
- (2) 運営委員会担当副会長
6. の「運営委員会の運用」に基づき業務を遂行する。
- (3) 編集委員会担当副会長
7. 「編集委員会の運用」に基づき業務を遂行する。

3. 役員会の開催

会長が必要により招集し、次の事項を審議する。

- (1) 会の運営に関すること。
- (2) 例会活動計画（案）の策定に関すること。
- (3) 会員の加入、退会に関すること。
- (4) その他必要事項。

4. 事務局の任務

事務局に事務局長と事務局次長を配置し、次の任務を遂行する。

- (1) 総会資料の作成と総会の運営及び記録の保存
- (2) 企画委員会の運営
- (3) 例会出席者の事前確認
- (4) 例会責任当番の指名
- (5) 欠席者への、会報・写真の配布
- (6) 会員名簿の管理
- (7) その他必要事項

5. 企画委員会の運用

(1) 構成

- ・ 委員会は委員長が招集し、必要に応じ開催する。
- ・ 委員長は、企画委員会担当副会長が当たり総括する。
- ・ 副委員長には事務局長が当たり、会を運営する。
- ・ 委員は役員から選出する。

(2) 任務

- ・ 年間例会活動計画(案)を策定する。
- ・ 年間例会活動計画(案)は役員会に諮り、総会で審議決定する。
- ・ 例会の会報作成を行う。

(3) 年間例会活動計画を策定

- ・ 会は、年間10回程度の例会計画を策定する。
- ・ 計画策定に当たっては、委員の意見はもとより、会員からの要望をアンケート等により取り入れ策定する。
- ・ 例会実施月については、最適シーズンでの実施を考慮し総合的に策定するとともに、行き先別に担当者(主に事前調査担当者)を専任する。

(4) 事前調査の実施

- ・事前調査は2名を原則とし、計画作成の際に選任した者を当てる。
実施に当たっては、調査予定日・行き先・経路など委員長の承認を得て実施する。
- ・実施報告書は、経路・所要時間・トイレ休憩・昼食場所などの他、雨天時の対応も含めたものとする。なお、行程概要(会報用)も併せて提出するとともに、地元案内書・マップなど参加者並びに会報作成者に参考となる資料の収集に努めるものとする。

(5) 自家用車の利用(事前調査)

- ・自家用車を使用した場合は、実費(ガソリン代・高速代・駐車場代)で精算し、委員長の承認を得る事とする。
- ・諸費として各人1,000円を補助する。
- ・宿泊調査の要否については、委員会の事前承認を原則とする。
- ・事前調査の経費は、年会費の中で精算する。

(6) 例会参加費の策定

- ・実費を基本とし、残金・不足については、年会費にて精算する。

6. 運営委員会の運用

(1) 構成

- ・委員長は、運営委員会担当副会長が当たり総括する。
- ・委員長は、例会当日の活動全体を総括する。
- ・委員は役員全員が当たり、委員長を中心に統制のとれた行動をとる。
なお、必要に応じ参加者の中から支援指導員を委嘱する。

(2) 任務

例会当日の日程が円滑に運営出来るよう、次の事項に留意し適時、適切に指示指導を行う。

- ・男女別参加者の把握
- ・活動日程の説明
- ・班編成と引率者および後方確認者の指名
- ・集合、出発、解散、休憩等
- ・出発前の準備運動
- ・計画の変更と対応
- ・天候悪化時の対応
- ・体調不良者発生時の対応
- ・その他必要事項

(3) 例会活動記録の作成

委員長は例会活動後「例会活動記録」を、事前調査担当者に作成させる。

(4) 自家用車の利用(例会)

- ・自家用車提供者は、実費(ガソリン代・高速代・駐車場代)で精算する。
- ・諸費として1,000円を補助する。
- ・自家用車提供者からも、例会費を徴収する。
- ・自家用車は、任意保険に加入している車を当てる。

7. 編集委員会の運用

(1) 構成

- ・委員長は、編集委員会担当副会長が当たり総括する。
- ・副委員長には事務局長が当たり、会を運営する。
- ・委員は、役員から選出する。

(2) 任務

- ・定例会等の写真撮影
- ・年会報の作成
- ・記念誌の計画作成

8. 会員の遵守事項

- (1) 会員は、他会員との友好関係を保つよう努めなければ成らない。
- (2) 会員は、会員規約を守らなければならない。
- (3) 会員は、当クラブ内で営利活動や宗教活動および政治活動を行ってはならない。
- (4) 会員は、会員名簿等の個人情報の保護に努めなければ成らない。

9. その他

- (1) 別添1 「事前調査実施報告書」
- (2) 別添2 「例会活動記録表」

附 則

この運営要領は、2018年5月27日から施行する。